

「年金制度改革に関する意見」抜粋①

(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)

II. 年金改革の基本的な考え方

2. 公的年金制度の体系について

<基礎年金の税方式化>

○ また、基礎年金については、税方式とすべきとの意見があった。

これは、(1)すべての高齢者の基礎的な生活保障を行う役割をより明確にするとともに、(2)未納・未加入問題が深刻になる中で、未納者や未加入者の分の負担が他の被保険者の負担となっていること、さらに、基礎年金について社会保険方式のままでは、国民皆年金制度の維持が困難になること、(3)税財源の税目によっては、現行の国民年金の定額保険料・定額給付の方式において生じる逆進性の問題が緩和される可能性があること、(4)第3号被保険者などの問題が生じないこと、(5)消費税を活用する場合、高齢者を含めた全国民が広く負担する仕組みとなることなどから、所得制限を伴わない形での税方式とすべきとの意見であった。

これに対しては、(1)社会保険方式では保険料拠出に基づき所得・資産に関わらず給付が受けられる一方、税方式では保険料拠出がなくても居住要件と年齢要件だけで給付が受けられることになるため、自助・自律を基本とする我が国の経済社会の在り方と整合的でない、(2)拠出と給付の対応しない税を財源とする現金給付である以上、社会扶助制度であり、所得・資産調査に基づく給付制限や最低生活に必要な給付水準の抑制にもつながりかねず、所得保障の機能が大きく制限される、(3)給付と負担の関係が明確でないため、制度の健全性、持続可能性について、現行よりわかりにくい仕組みとなる、(4)給付費の増大に要する税財源の確保には困難があるのではないか、(5)租税徴収においても脱税、滞納等があり、税方式にしたとしても確実かつ公平な徴収が担保されるものではないなどの意見があった。

「年金制度改革に関する意見」抜粋②

(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)

(前ページからの続き)

- 以上のように、報酬比例年金プラス補足的給付の方式、基礎年金の税方式については、それぞれ利点を主張する意見があったものの、問題点の指摘も多く、またその導入に向けては様々な制約があり、少なくとも、現行制度に替わるものとして平成16年改正で実現を目指すべき選択肢となる状況には至っていない。

公的年金の制度体系をどう選択していくかは、社会経済との調和、世代間、世代内、職業間、男女間等のバランスの観点や、実務面での実現可能性、現行制度からの移行に係る問題などについて総合的に検討を行うべきものであり、今後とも議論を進めていくべきである。

この点については、検討の方向性とスケジュールを示して議論を続けていくべきであるとの意見があった。

また、将来の制度体系における国庫負担の意義についても検討を続けていくべきとの意見があった。

- しかしながら、前述のとおり、制度に対する不信感・不安感を払拭し、少子高齢化の進行や経済状況の変化の中にあっても年金制度を持続可能で安定的なものとしていくための改革は急務である。平成16年改正では、現行制度について、このような観点から可能な限りの見直しの努力を行うことが必要不可欠であり、それにより、将来世代の負担を過重なものとせず、必要な給付を確保していける措置を講じるべきである。

このように基礎年金の将来の在り方について意見があった中でも、安定した財源を確保しての基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16年改正における最大の課題であるとの認識で一致しており、実現を図るべきである。

それとともに、厚生年金、国民年金の保険料の引上げ凍結の解除、女性と年金の問題などの解決も図るべきである。

OECD 加盟国（30ヶ国）における年金制度の概要

| 国名 | 社会保険方式 | 税方式 | 税方式としている部分 |
|----------|--------|-----|------------|
| イギリス | ○ | | |
| ドイツ | ○ | | |
| フランス | ○ | | |
| イタリア | ○ | ○ | 最低手当 |
| オランダ | ○ | | |
| ベルギー | ○ | | |
| ルクセンブルグ | ○ | | |
| フィンランド | ○ | | |
| スウェーデン | ○ | ○ | 保証年金 |
| オーストリア | ○ | | |
| デンマーク | ○ | ○ | 基礎年金 |
| スペイン | ○ | ○ | 最低保障 |
| ポルトガル | ○ | | |
| ギリシャ | ○ | | |
| アイルランド | ○ | | |
| チェコ | ○ | | |
| ハンガリー | ○ | | |
| ポーランド | ○ | ○ | 保証最低年金 |
| スロヴァキア | ○ | | |
| 日本 | ○ | | |
| アメリカ合衆国 | ○ | | |
| カナダ | ○ | ○ | 基礎年金 |
| メキシコ | ○ | | |
| オーストラリア | ○ | ○ | 基礎（老齢）年金 |
| ニュージーランド | ○ | ○ | 老齢年金 |
| スイス | ○ | | |
| ノルウェー | ○ | | |
| アイスランド | ○ | | |
| トルコ | ○ | | |
| 韓国 | ○ | | |

E U 加盟国 (19)

非 E U 加盟国 (11)

※ ニュージーランドを除く全ての国で社会保険方式を採用。

ただし、次の国は社会保険方式と税方式を併用。

- ・カナダ、オーストラリア、デンマーク…基礎年金（1階部分）に税方式を採用
- ・イタリア、スウェーデン、スペイン、ポーランド…最低保障の部分に税方式を採用

（出典） Social Security Administration (USA), *Social Security Programs Throughout the World*

基礎年金に税方式を採用する主要国の年金制度

- オーストラリア及びカナダでは、基礎年金受給について所得や保有資産による制限が課されている。
- 海外移住者が年金を受け取る場合、カナダにおいて国内居住要件が20年とされるなど、海外移住者への年金給付は制限される。
- オーストラリアについては、高齢者の3割が基礎年金を支給されず、受給者の4割が減額支給。
- ニュージーランドは、少子高齢化による財政圧迫の懸念を受けて、1991年に給付水準の引下げ、年金受給者の所得への課税がなされ、1992年から2001年にかけて支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた。なお、2007年から任意加入の確定拠出型の上乗せ年金制度が導入された。

| | カナダ | オーストラリア | ニュージーランド |
|----------------------|---|--|-----------------------------|
| 受給資格要件 | 18歳以降、国内に10年以上居住 | 国内に10年（継続した10年又は継続した5年を含む10年）以上居住 | 20歳以降、国内に10年以上かつ50歳以降5年以上居住 |
| 支給開始年齢 | 65歳 | 男性：65歳 女性：63.5歳（2013年までに65歳に引上げ） | 65歳 |
| 年金額（月額） （満額受給の場合） | 476.97加ドル （44,835円） | 999.40豪ドル （84,949円） | 1,055.60 NZドル （82,865円） |
| 所得や資産による 制限の有無 | 所得による制限あり。 年間62,144加ドル（5,251,168円）以上の所得の15%分に相当する額を年金から減額。 | 所得及び資産による制限あり。 [所得による制限(2007年)] ・2週あたり132豪ドル(10,560円)を超える所得がある場合は減額、1459.25豪ドル(116,740円)を超えれば、不支給。 [資産による制限(持家ありの場合)] ・166,750豪ドル(13,340,000円)以上の資産を保有する場合は減額、343,750豪ドル(27,500,000円)を超えれば不支給。 | 所得や資産による制限なし。 |
| 海外送金の制限 | 18歳以降、国内に20年以上居住した者のみ送金 | 国外に26週を超えて滞在する場合は減額 | 50%相当を減額 |
| 他の公的年金制度の有無 | 2階あり | 2階あり | 2階なし |

注1：上記は豪の所得及び資産による制限を除き2006年のデータ。年金額、資産や所得の制限における額は、単身者の場合。

注2：為替レートは、日本銀行の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成18年上半期）による。

（資料出所）「先進諸国の社会保障②」（小松隆二、塩野谷祐一編 東京大学出版会）、米国社会保障庁「Social Security Programs Throughout the World」、各国政府資料より作成。